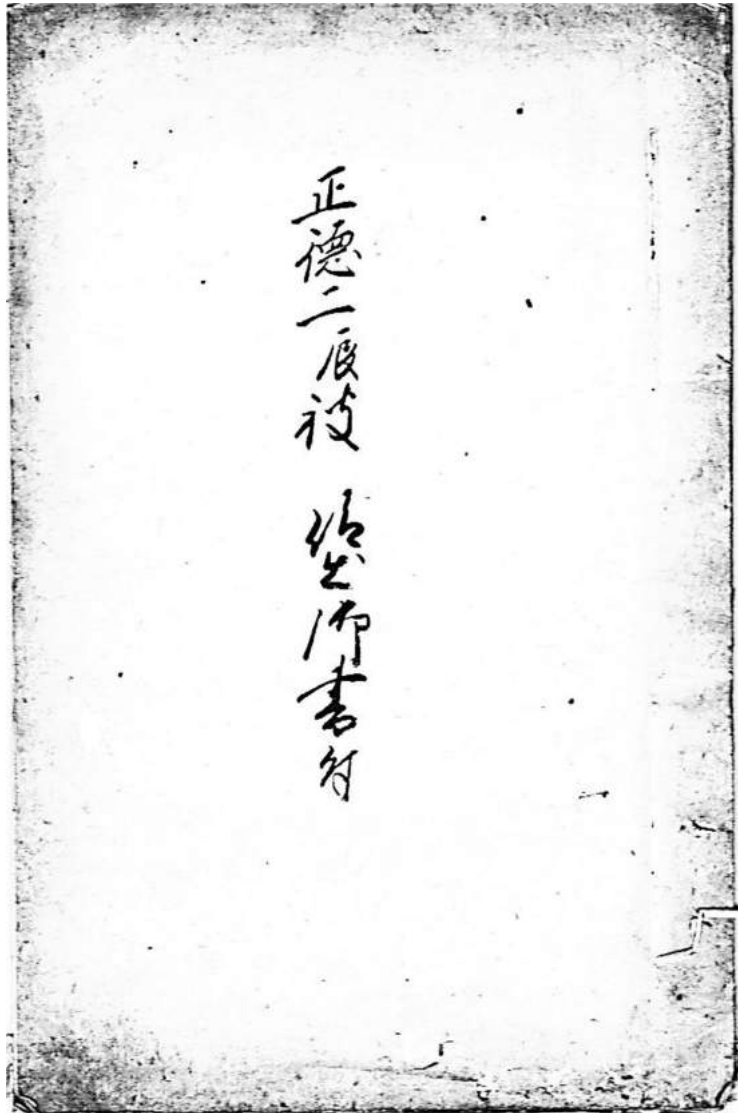


中野古文書同好会 令和元年五月度 学習資料

正徳二辰被 仰出御書付（其の二）



被仰出之趣

上右不承我國之令張氏年一歳、を殺す我
不、賊利を不く、い、事大世の人傳、
不、い、後、

東照宮御治世の作、を、長、を、
時、い、神、感、い、
宝山一時、用、後、令、
國、
て公、私、貴、賤、の、財、用、も、

被 仰出之趣

上古以来我国ニ而金銀を生し候事、其数無數、
天下之財用とぼしく候得し事共、世の人伝承たる
所ニ而候、然るに

東照宮御治世の始メ、慶長七年ニ及びて天運の
時至り候故歟、神徳感じいだされ候故歟、天下之
宝山一時に開ケ始り金銀之生じ出し事、我
国之始より此かたいまだ其例を聞かず、これより
して公我貴賤の財用ゆたかに事足り候のみに

わり候國々分りし令渡り來事(も)も
 渡り來の國々は其數多しと申すより又我國
 資用もゆきふ米等より介りし物も
 不燃等々神代より傳へし物實に水
 我國へ渡り來り米と稱せし物も國々
 介りてふく渡り來り米と稱せし物も
 かしこに我國へ令渡り國々實に其數多し
 事世の人又推し知るべきに候なり又
 此等ハ異國々中へ流入式火等々

あらず、我國の外よりも金銀を求むへきために、
 渡り來候國之其數多く、これによりて又我國之
 資用もゆたかに事足り候而、今日に至り候、皆是
 東照宮之神恩にあらずとハ申へからず、寛永年中、
 我國に渡り來候事を禁せられ候國々多しといへ共、
 今に至て年々二渡り來り候所も、其數猶すくな
 からす候ヲ以、我國の金銀、万国之宝ニすぐれ候
 事、世の人又推シ知るへき所ニ而候、然ルに又慶長方
 以来、或ハ異國之中に流入、或火災之度ニ焼失、

本名神社佛國衣服等類、
 用ひて元禄五年、同國、
 減し、
 及の終、これより元禄十一年、
 改定し、我國通用、
 東照宮の宮、
 減し、
 及ひ難く、これによりて元禄年中、
 改メ造られ、我國通用之金銀又其数を倍し候、
 然れともその金銀の品ハ
 東照宮の定メ置れし所には、
 よりて、工商之類あらたに造り出され候金銀の価ヲ
 賤しミ、各其利を失ふへからさる事を謀り、

或は神社・仏閣・衣服・器財之ために費し

用ひし所、凡九拾余年之間、我國之金銀大半を

減し候故ニ、天下の財用相通し候事、其始ニ

及ひ難く、これによりて元禄年中、金銀の法を

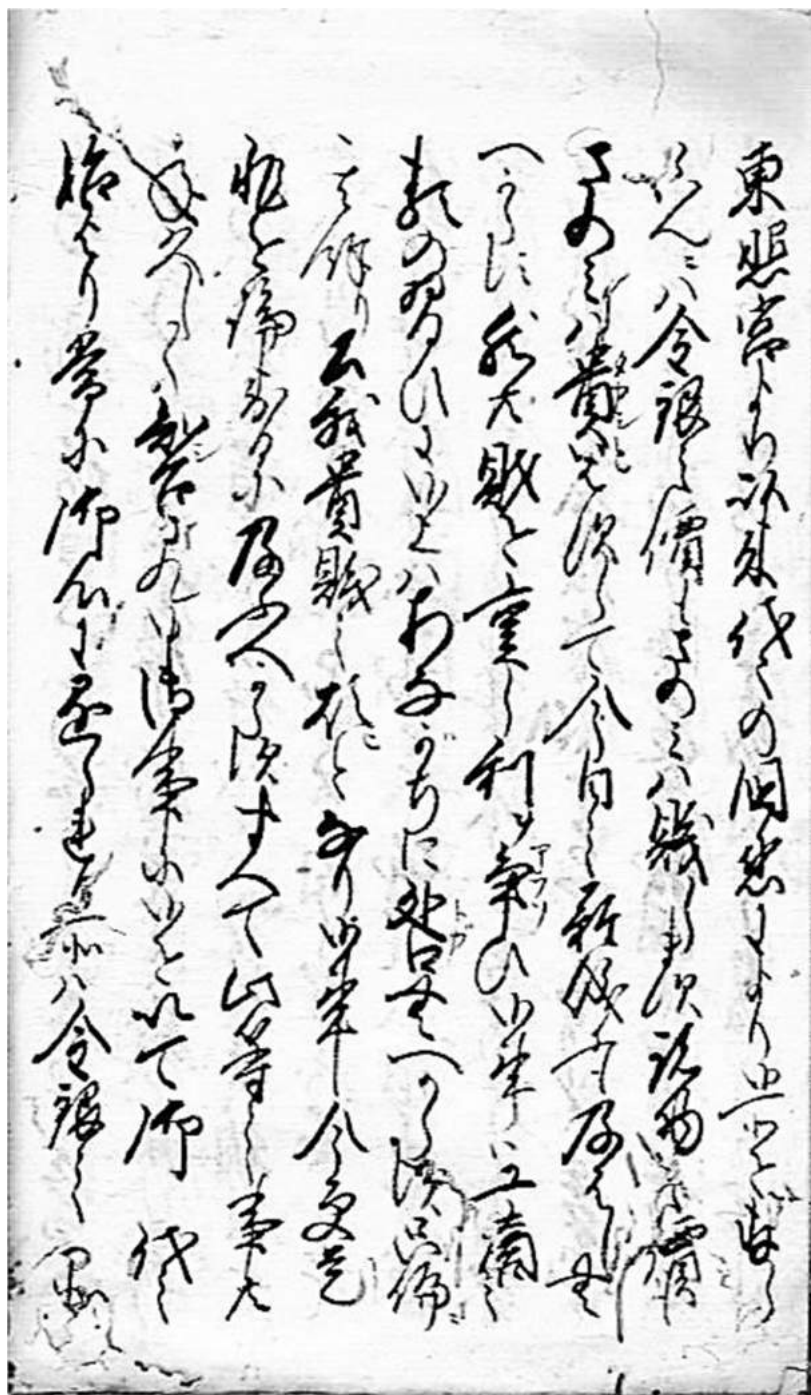
改メ造られ、我國通用之金銀又其数を倍し候、

然れともその金銀の品ハ

東照宮の定メ置れし所には、大きにおよばす候に

よりて、工商之類あらたに造り出され候金銀の価ヲ

賤しミ、各其利を失ふへからさる事を謀り、



東照宮より以來代々の国恩に由りて
 之に令得し儀より、然れども、
 予も亦貴賤を以て、今日、新儀より、
 へに、我々、歎と重し、利、氣、の、
 おの、おの、い、い、と、わ、る、
 へ、我々、貴賤、を、
 此、痛、み、る、
 へ、我々、貴賤、を、
 此、痛、み、る、
 へ、我々、貴賤、を、

東照宮より以来代々の国恩により候所を存し

候はん二ハ、金銀の価もさのミハ賤します、諸物の価も

さのミハ貴といはすして、今日之難儀にも及はしむ

へからす、然共、財を重し利ヲ争ひ候事ハ、工商之

類の習ひに候上ハ、あなかに咎むへからす、只偏二

其余り公我貴賤之煩となり候事、今更是

非を論するに及ふへからす、すへて此等之事共

年久しく知召され候御事に候を以て、御 代々

始より常に御心に懸られ候所ハ、金銀之品

是の如くは、諸物之価、平素より高きて天下
 之を陳るべき御本意、亦やん九物一平ひや
 りと云ふ後、其の如く平素より高き物、其の如く
 下より中より上へ合帳し、其の如く平素より
 なるは、其の如く平素より高き物、其の如く
 いれども、其の如く合帳し、其の如く平素より
 なるは、其の如く平素より高き物、其の如く
 務め、其の如く平素より高き物、其の如く
 失ひ、又工商之類利を謀り候心は、もとのこ

もとのことくに、諸物之価も平かに、いかにして天下之
 煩を除かるへき御本意に候得共、凡ソ物一たひや

ふれ候後、もとのことくになし返シ難き事ハ定レる

ことハりにて、中にも今日金銀の品をもとのことくに

なし返され候事、尤以難き事ハ、若シ然るへき

いわれもなく今之金銀を以、もとのことくになし返

され候はんニハ、天下ニ通用し来り候金銀ハ、俄に其

数之半を減し、天下の人各其家財之半

失ひ、又工商之類利を謀り候心は、もとのこ

所心より他方へ賣りて大に宝に
 するものなり。思召に任て所定に賣
 出せしむるは今日令得しやうものなり。ふ
 かひなくとも、是れを減らす事なく、
 代りて今より多く納めしめしむる事
 下へ倍々や。或は方々へ貴賤お大に
 出せ我國へ令得し方々へも、さう
 して、是れを多く納めしめしむる事
 中へ、是れを多く納めしめしむる事

御心ヲ尽され候、但天下の宝ハ天下と共に宝と

すへき物に候上ハ 思召に任て御決定被遊難キ

御事二候、たとひ今日金銀之品をもとのことくに

なし返され、其数之半を減シ候共、慶長以前之

代々にくらへ候ハ、天下之財用猶ゆたかなるへき事

万々倍し候得し、然上ハ天下の貴賤相共に存

候所我国之金銀ハ万国にすくれ候而、万代々之後

迄之宝とすへき物に候へハ、縦各其財宝之

半を失ひ候共、其品をもとのことくになし返さる

金銀の品もとのことくになし返され候ハ、たとひ
 其利を失ひ候共、諸物之価ハ其半を減して
 商売仕へき事二候と存候ハ、年来之御本意
 のことくすみやかに金銀の品、もとのことくになし返
 され、天下之煩を除れ候へし、若天下之貴賤之
 存する所も今日通用之金銀其数之半を
 減せられん事も不可然候事と存、工商之類も
 其利を失ひ候はん事ハかなふへからすと存候に

ありていふる人々も、
 清浄の心をもつて、
 事、我國の法を、
 東照宮定むる、
 事、御本意の如く、
 事、御本意の如く、
 事、御本意の如く、

辰丁卯十一日

事、御本意の如く、
 事、御本意の如く、
 事、御本意の如く、

おゐてハ天下の人々共ニ其時を

御待合せ可有之候、只いづれの道にも金銀之

事ハ我国万代迄之ために

東照宮定め置れし法のことくになし返さる

べき御本意ニ候間、天下之貴賤よろしく此の旨を

存すべき由、被 仰出者也

辰十月十一日